

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想



令和5年9月

柳 井 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
1-2	農用地利用集積計画の作成に関する事項（法の経過措置）	15
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	23
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第6	その他	24
別紙1	（第5の1-2（1）⑥関係）	26
別紙2	（第5の1-2（2）関係）	27

※基本構想作成状況：平成14年2月作成／平成18年6月変更／平成22年5月変更

平成26年9月変更／令和3年1月変更／令和5年9月変更

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 柳井市は、山口県の南東部に位置し、北部の山間部、中央の平坦部、半島の海岸部及び島しょ部からなり、総面積140.05km²（令和5年）の半分以上が山地丘陵地で占められており、耕地面積は約7%である。気候は、瀬戸内特有の温暖な気候で、過去10年間の年平均気温は15.6℃、年間降水量は平均1,769mm、年間日照量は平均2,087時間で、自然と気候に恵まれた地域である。市場は、東に岩国・広島、西に周南・北九州などの消費地を抱え、これらの都市とはJR及び高速道路で結ばれている。

北部の内陸部は、山稜に囲まれて盆地が分布し、農山村集落が散在している。昔から米どころとして知られているが、近年は、ほ場整備事業に伴い営農の組織化による麦・大豆・野菜の栽培も見られる。平野部では豊富な日照量を活かしたイチゴや花き等の施設園芸、半島・島しょ部では、みかんの栽培がみられる。

今後も、農家に魅力ある高収益性作物、作型の探求、新しい担い手農家の育成を行い、地域としての産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指す。

農業生産振興の基礎となる基盤整備については、農地の区画拡大、水田の汎用化など農業生産の向上が図られる整備を推進する。また、優良農地の確保を図るため、柳井市農業振興地域整備計画に即した、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 柳井市の農業構造は、水稻を主とした兼業や小規模個別経営体が多くを占めているが、高齢化等が進み、農業の担い手不足が深刻化している。これまで、農地は資産的保有傾向が強く、規模拡大農家や農業法人への農地流動化は、顕著な進展をみない状況だったが、近年、ほ場整備事業の推進や兼業農家の高齢化による世代交代を機に、地域の担い手へ農地流動化が進んできている。

しかし、ほ場整備などの農業生産基盤整備が進んでいない中山間地域は、担い手不足等の現状もあり、今後、更なる耕作放棄地の増加・鳥獣害の被害等が懸念される。

農業・農村の有する多面的機能を維持するためにも、中山間地域等直接支払制度の推進や、農業者等による協議を踏まえて地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定など、地域農業の維持発展と農村活性化に向けた取り組みが必要となっている。

- 3 柳井市は、このような農業構造の現状や課題に対処し、農業を今後とも重要な産業として振興していくためにも、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、柳井市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね250万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

- 4 柳井市は、将来の柳井市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条

件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

柳井市は、農業協同組合、農業委員会、農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、柳井市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の柳井市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や総合の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を作成する上での「地域農業を担う者」に位置づけ、利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して農用地の利用の効率化・高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業支援サービス事業者や農作業受委託生産組織、農業協同組合出資法人等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、ほ場整備事業を実施している地区や中山間地域等直接支払の協定集落については、農地の

一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、柳井市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、ほ場整備等の土地改良事業の計画の策定時において、経営を展開している認定農業者及び認定就農者に十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう、経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 柳井市は、柳井市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林水産事務所や農業協同組合の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 柳井市における新規就農者数の推移を見ると、18歳以上65歳未満の者の近年5カ年の就農状況は12名で、そのうち49歳以下は10名で、全体の約8割を占めている。

青年等の就農者の確保・育成に当たっては、今後の柳井市の農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

将来の地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくため、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、柳井市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業

所得175万円以上) を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に柳井市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、柳井市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型 単一	水稲＋作業受託 水稲＝10.0ha 作業受託 (延べ10.5ha 基幹3作業)	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 (その他) ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稲経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
土地利用型 複合	水稲＋イチゴ 水稲＝9.0ha イチゴ＝1,500 m ²	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 栽培ハウス 1,500 m ² 育苗ハウス 500 m ² 山口型高設栽培システム 1式 暖房機 1式 予冷庫 1式 動力噴霧器 1式 (その他) ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・イチゴは補助事業導入 ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稲経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	水稲＋たまねぎ＋キ ャベツ 水稲＝12.5ha たまねぎ＝40a キャベツ＝40a	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 (その他) ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稲経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型 複合	水稻+アスパラガス 水稻=11.0ha アスパラガス =13a	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 パイプハウス 1,300 m ² 動力噴霧器 1台 (その他) ・水稻は経営所得安定対策交付金を含む ・アスパラガスは補助事業導入 ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稻経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	水稻+花き (オリジナルユリ) 水稻=12.0ha プチソレイユ =1,500 m ²	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 ハウス 1,500 m ² 暖房機 1台 予冷庫 1台 動力噴霧器 1台 (その他) ・水稻は経営所得安定対策交付金を含む ・プチソレイユは補助事業導入 ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稻経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	水稻+花壇苗 水稻=11.0ha 花壇苗=1,000 m ²	農舎 80 m ² トラクター(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソー 1台 軽トラック 1台 ハウス 1,000 m ² ベンチ 1式 暖房機 1台 動力噴霧器 1台 (その他) ・水稻は経営所得安定対策交付金を含む ・花壇苗は補助事業導入 ・乾燥調製はライスセンター委託	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施 水稻経営面積のうち 60%は借地	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設単一	イチゴ イチゴ=3,500 m ²	農舎 50 m ² 高施設 3,500 m ² パイプハウス 3,500 m ² 電照装置 1 式 暖房機 1 式 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	カーネーション カーネーション =2,000 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 2,000 m ² 点滴養液施設 1 式 暖房機 1 式 灌水施設 1 式 動力噴霧器 1 台 予冷库 1 台 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	苗物(花壇苗等) 花壇苗=2,000 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 2,000 m ² ベンチ1 式 2,000 m ² 暖房機 1 式 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	バラ バラ=2,000 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 2,000 m ² ロックウール 1 式 暖房機 1 式 灌水施設 1 式 動力噴霧器 1 台 予冷库 1 台 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	ぶどう ぶどう=60 a	農舎 80 m ² ぶどう棚 6,000 m ² トンネルメッシュ 6,000 m ² 動力噴霧器 1 台 自走式運搬機 1 台 ハンマーナイフモア 1 台 軽トラック 1 台	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設単一	キク キク=3,600 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 3,600 m ² 点滴養液施設 1 式 暖房機 1 式 灌水施設 1 式 動力噴霧器 1 台 予冷库 1 式 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
施設単一	アスパラガス アスパラガス =2,200 m ²	農舎 60 m ² パイプハウス 2,200 m ² 動力噴霧器 1 台 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
畜産複合	肉用牛(繁殖)+水稲 繁殖牛=22 頭 子牛=17 頭 飼料作=4ha (延べ面積) 水稲=1.5ha	農舎 80 m ² 牛舎 230 m ² 堆肥舎 90 m ² トラクター(50PS) 1 台(共同利用) トラック(2t) 1 台(共同利用) マニュアルプレッダー(2t) 1 台(共同利用) ロールベーター 1 台(共同利用) モアコンディショナー 1 台(共同利用) ベールラッパ 1 台(共同利用) (その他) ・水稲の田植え、収穫、乾燥調製は委託 ・分娩間隔 12.5 ヶ月、初産月齢 23.5 ヶ月 ・飼料作物 10a 当たり生産量 5,600 kg以上 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス +イタリアンライグラス ・稲わらは、全て粗飼料、敷飼料利用	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

【 組織経営体 】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型 複合	水稻＋大豆＋小麦＋ 飼料用米 水稻＝7.0ha 大豆＝7.0ha 小麦＝6.0ha 飼料用米＝2.0ha	農舎 100 m ² トラクター(40PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレイヤ 1台 水稻播種機 1台 田植機(6条) 1台 溝掘機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1台 (その他) ・水稻、大豆、麦は各種交付金を含む ・乾燥調製はライスセンター委託 ・大豆の刈り取りは委託	複式簿記記帳の実施 体質強化のための自 己資本の充実	給料制、休日制の導 入 従業員の社会保険へ の加入 主たる従事者3名
	水稻＋大豆＋小麦＋ たまねぎ＋キャベツ 水稻＝7.0ha 大豆＝5.0ha 小麦＝4.0ha 飼料用米＝2.0ha たまねぎ＝1.0ha キャベツ＝1.0ha	農舎 100 m ² トラクター(40PS) 1台 トラクター(30PS) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレイヤ 1台 水稻播種機 1台 田植機(6条) 1台 溝掘機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1台 (その他) ・水稻、大豆、麦は各種交付金を含む ・乾燥調製はライスセンター委託 ・大豆の刈り取りは委託 ・たまねぎ、キャベツの定植は機械を リース ・たまねぎの収穫は機械をリース	複式簿記記帳の実施 体質強化のための自 己資本の充実	給料制、休日性の導 入 従業員の社会保険へ の加入 主たる従事者3名
施設単一	バラ バラ＝8,000 m ²	農舎 50 m ² 鉄骨ハウス 8,000 m ² ロックウール 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷库 1式 軽トラック 1台	複式簿記記帳の実施 体質強化のための自 己資本の充実	給料制、休日性の導 入 従業員の社会保険へ の加入 主たる従事者3名

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸単一	イチゴ イチゴ=2,000 m ²	農舎 50 m ² 高施設 2,000 m ² パイプハウス 2,000 m ² 電照装置 1 式 暖房機 1 式 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	アスパラガス アスパラガス =1,700 m ²	農舎 60 m ² パイプハウス 1,700 m ² 動力噴霧器 1 台 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	苗物(花壇苗等) 花壇苗=1,300 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 1,300 m ² ベンチ 1 式 1,300 m ² 暖房機 1 式 軽トラック 1 台 動力噴霧器 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	カーネーション カーネーション =1,300 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 1,300 m ² 点滴養液施設 1 式 暖房機 1 式 灌水施設 1 式 動力噴霧器 1 台 予冷库 1 式 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸単一	キク キク=2,000 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 2,000 m ² 点滴養液施設 1 式 暖房機 1 式 灌水施設 1 式 動力噴霧器 1 台 予冷库 1 式 軽トラック 1 台 (その他) ・補助事業導入	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
	ぶどう ぶどう=40a	農舎 80 m ² ぶどう棚 4,000 m ² トンネルメッシュ 4,000 m ² 動力噴霧器 1 台 自走式運搬機 1 台 ハンマーナイフモア 1 台 軽トラック 1 台	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止
畜産複合	肉用牛(繁殖)+水稻 繁殖牛=15 頭 子牛=11 頭 飼料作=3.0ha (延べ面積) 水稻=1.0ha	農舎 80 m ² 牛舎 160 m ² 堆肥舎 60 m ² トラクター(50PS) 1 台(共同利用) トラック(2t) 1 台(共同利用) マニュアルスプレッダー(2t) 1 台(共同利用) ローラーベーター 1 台(共同利用) モアコンディショナー 1 台(共同利用) ベールラッパ 1 台(共同利用) (その他) ・水稻の田植え、収穫、乾燥調製は委託 ・分娩間隔 12.5 ヶ月、初産月齢 23.5 ヶ月 ・飼料作物 10a 当たり生産量 5,600 kg 以上 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラ ス+イタリアンライグラス ・稲わらは、全て粗飼料、敷飼料利用	複式簿記記帳の実施 による経営と家計の 分離 青色申告の実施	家族経営協定の締結 に基づく給料制、休 日制の導入 農繁期における臨時 雇用者の確保による 過重労働の防止

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

柳井市の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農林水産事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、柳井市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会等の実施の支援を行う。

2 柳井市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林水産事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、柳井市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を関係機関との役割分担により実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

関係機関で構成する柳井市担い手育成総合支援協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農林水産事務所、農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積の割合の目標	備 考
50%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、耕作面積に占める認定農業者（特定農業法人を含む）、市町基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合

2 目標年次は、令和5年度末とする。

(2) 農用地の集約化についての目標

農業者が経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対して農用地が集約化されるように努め、これらの経営体が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、柳井市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体が緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の農用地の地理的条件等の状況などを踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう認定農業者、認定就農者及び地域の中心経営体と位置付けている担い手へ面としてまとまった形での農用地の利用集積・集約化の取組を促進する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている多様な経営体も含め、日本型直接支払制度の協定組織の活動による保全や粗放的な利用等による活用取組を進める。

なお、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大に十分配慮するものとする。

地域ごとの農用地の利用集積・集約化については、次により進めることとする。

(1) 水稻・柑橘等の栽培が行われている沿岸・島しょ部（伊保庄・阿月・大畠・平郡）では、ほ場整備事業を実施している区域においては、認定農業者へ、その他の区域においては、認定農業者や比較的経営規模の大きい農家への農地の集積・集約化を進める。

(2) 水稻の栽培や施設園芸が行われている平坦部（柳井・新庄・余田）では、ほ場整備事業を実施している区域においては、認定農業者へ、その他の区域においては、認定農業者や比較的経営規模の大きい農家への農地の集積・集約化を進める。

(3) 水稻・大豆等の栽培が行われている北部山間地域（伊陸・日積）では、ほ場整備も進んでお

り農事組合法人等への農地の集積・集約化をさらに進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

柳井市は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、柳井市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

柳井市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を行おうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各種事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 沿岸・島しょ部（伊保庄・阿月・大畠・平郡）の農地は、傾斜地が中心で、ほ場水利条件等に恵まれておらず経営規模も小さいが、現在、一部の区域ではほ場整備事業を進めており、ほ場条件の改善が見込まれる。今後も温暖な気象条件を活かした高品質農産物を主眼として、地域の主要作物（水稻・柑橘・肉用牛・施設園芸作物）を組み合わせた複合経営を推進する。

イ 平坦部（柳井・新庄・余田）の農地は、ほ場条件にも恵まれていることから、施設園芸の拡大を推進する。また、新庄・余田地区の農地は、実施中のほ場整備事業の取り組みを推進し、ほ場条件の充実を図る。効率的な生産基盤条件を活かすため、既存の農業法人や担い手の組織の法人化など、集団営農の展開を図り、農地の集積・集約化を促進し、低コスト生産を推進する。

ウ 北部山間地域（伊陸・日積）の農地は、実施中のほ場整備事業の取り組みを推進し、ほ場条件の充実を図る。効率的な生産基盤条件を活かすため、既存の農業法人や担い手の組織の法人化など、集団営農の展開を図り、農地の集積・集約化を促進し、低コスト生産を推進する。

エ 農地所有者（出し手）組織となる農用地利用改善団体の設立や特定農業法人制度の啓発に努め、必要に応じて、取り組めるよう指導、助言を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画の調整に努め、開催にあたっては他の農業関係の集まる機会等を積極的に活用して周知を図る。参加者については、農業者のほか、柳井市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農林水産事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心とする農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととし、問合せ等への対応を行うため柳井市農林水産課に相談窓口を設置する。

また、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が

行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

柳井市は、地域計画の策定に当たって、農林水産事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

1-2 農用地利用集積計画の作成に関する事項（法の経過措置）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定める場合には、以下の事項により行う。

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えていること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が農用地利用集積計画により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他改正法施行前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、農用地利用集積計画により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

農用地利用集積計画により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他の利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 柳井市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から令和5年4月1日に改正される前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 柳井市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 柳井市は（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 柳井市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 柳井市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、柳井市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 柳井市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画の作成が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 柳井市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 柳井市は、（５）の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、柳井市は、農用地利用集積計

画を定めることができる。

- ④ 柳井市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を受けようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が認定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、改正法の施行前の農地法第６条の２第１項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について柳井市農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

柳井市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）

の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

柳井市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を柳井市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

柳井市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

農用地利用集積計画により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

柳井市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(改正法の施行前の農地法第6条の2第1項)があった場合は、その写しを柳井市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

柳井市は、農用地利用集積計画による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 柳井市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(改正法の施行前の法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 柳井市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められる

にもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 柳井市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を柳井市の掲示板への掲示により公告する。

④ 柳井市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 柳井市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。柳井市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

柳井市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、認定農業者及び特定農業団体等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 「農用地利用改善事業の実施区域」

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を柳井市に提出して、農用地利用規程について柳井市の認定を受けることができる。
- ② 柳井市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 柳井市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を柳井市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 柳井市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用既定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地につい

て農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 柳井市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 柳井市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、柳井市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

柳井市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者の掘り起しや、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

柳井市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

柳井市は、関係機関・団体と連携して就農啓発活動、相談会等を実施し、就農希望者に対する就農関連情報の提供を積極的に行うとともに、柳井市担い手育成総合支援協議会における就農促進会議の開催等により、農地や住居などの就農相談や就農地、経営内容、研修等の調整を行う。

また、青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農に向けた計画策定を支援するとともに、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、新規就農者については、経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農に向けた情報提供及び就農相談、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

柳井市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 消費者と生産者の結びつきを深めることにより、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営者の育成に資するよう努める。

ウ 柳井市地域計画の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。伊陸地区の大迫地区農用地利用調整組合が行ったような面的な広がりでの田畑転換を実施する集团的土地利用（団地方式）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 余田地区集落排水施設を始めとした集落排水施設を維持し、定住条件の維持を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

柳井市は、農業委員会、農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後5年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、柳井市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、柳井市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。

別紙1（第5の1－2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正法の施行前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1－2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間及び、当事者の利用関係からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、原則として農用地利用集積計画により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、農用地利用集積計画により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、農用地利用集積計画により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、柳井市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。